令和5年3月1日から

マイクロチップの登録※1を行った場合は窓口での犬の登録※2（3，000 円）が不要になります

※1　環境省への登録のこと
※2　狂犬病予防法に基づく犬の登録のこと

福岡市は令和5年3月1日から、狂犬病予防法の特例制度に参加します。
これにより、令和5年3月1日以降に環境省へのマイクロチップの登録を行った犬については、マイクロチップが鑑札とみなされ、狂犬病予防法に基づく犬の登録を申請する必要がなくなります。

犬の登録を行う前に確認しましょう！

■質問1■
マイクロチップが装着されていますか？

□ はい　⇒質問2へ
□いいえ　⇒窓口で犬の登録手続きを行ってください。

■質問2■
環境省に登録されていますか？

□はい　⇒質問3へ
□いいえ⇒指定登録機関のサイトからマイクロチップの登録を行ってください。
窓口での犬の登録は不要です。

■質問3■
環境省に登録されている情報はあなたの現時点のものですか？

□はい　⇒質問4へ
□いいえ⇒指定登録機関のサイトからマイクロチップの変更手続きを行ってください。
窓口での犬の登録は不要です。

■質問4■
環境省への登録内容を変更した日（または登録をした日）は令和5年3月1日以降ですか？

□はい　⇒窓口での犬の登録は不要です。
□いいえ⇒窓口で犬の登録手続きを行ってください。

※ご不明な点がございましたら、手続きをする前に裏面お問い合わせ先へご連絡ください。
※窓口で登録した際の手数料は、原則としてお返しできませんのでご注意ください。

Q. 環境省への登録って何？

A. 、**環境大臣指定登録機関への**犬や猫の**マイクロチップ情報の登録**のことです。
登録や変更の手続きはウェブサイトで行います（紙申請も可能）。
※民間団体（AIPO、fam、JKC など）の登録とは異なりますのでご注意ください。

Q. 環境省への登録はどのように確認するの？

A. 環境省への登録が完了したら登録証明書が発行されます。
犬や猫の購入または譲り受けなどで登録証明書があれば、環境省への登録ができています。

登録内容の確認や変更は環境省指定登録機関のウェブサイトで行います。お手元に登録証明書をご用意ください。



Q. 登録証明書がない場合はどうしたら良いの？

A. 購入元または譲受元にお問い合わせください。紛失の場合は、ウェブサイトから登録証明書の再交付を行うことができます。

Q. 環境省への登録があれば、窓口での犬の登録は必要ないの？

A. **令和５年３月１日以降に**環境省への登録、または変更の手続きを行った場合は、**窓口での犬の登録手続きは必要ありません**。また、マイクロチップが犬鑑札とみなされるため、犬鑑札は交付されません。

令和５年３月１日よりも前に環境省への新規登録、変更登録を行った場合は、マイクロチップが犬鑑札とみなされないため、**窓口での犬の登録手続きを行い、犬鑑札の交付を受ける必要があります。**

ご不明な点はお問い合わせください

マイクロチップの登録に関するお問い合わせ
■環境大臣指定登録機関■
ウェブサイト　：　https://reg.mc.env.go.jp/
コールセンター　：　03-6384-5320

犬の登録に関するお問い合わせ
■福岡市東部動物愛護管理センター■
電話　：　092-691-0131
FAX　：　092-691-0132